

## 【研究ノート】

# 保育者養成校における 乳幼児の事故防止教育に関する覚書

**キーワード: 保育者養成 事故防止 安全教育**

山 鹿 貴 史 (YAMAGA Takashi)

小 関 慶 太 (KOSEKI Keita)

## I はじめに

2022年9月、静岡県認定こども園で送迎バスに置き去りにされた3歳の子供が死亡するという、痛ましい事件が発生した<sup>1</sup>。同様の事件は2021年7月にも発生<sup>2</sup>しており、実はこうした事件や事故は、年々増加傾向にある<sup>3</sup>という。子ども達のみならず、子ども達を預ける保護者にとっても「安心・安全の場」であるはずの幼稚園や保育施設等で、なぜ、こうした事件や事故は発生してしまうのだろうか。その要因は保育者<sup>4</sup>の待遇問題や施設の事故防止体制の在り方など様々な点が考えられるが、忘れてはならないのが保育者の養成段階における「安全教育」である。これは、これから保育者を目指そうという人材に対して行う養成教育においては最も重視する必要がある分野のひとつであり、かつ、その実施においては入念に行う必要もある教育活動といえる。

ところが今日、そうした「安全教育」については、十分な取り組みがされているとは言い難い。乳幼児に関する安全教育は「子どもの健康と安全」といった専門的な科目でのみ行うのではなく、他の様々な科目においても関連させあいながら横断的に展開し、保育学生の安全意識を高めていく必要がある。

本稿ではこうした問題意識から、保育者養成校における「事故防止教育」に関する取り組みについて検討を行うものである。

なお、本稿は今後展開されるべき本格的な保育者養成校における事故防止教育の検討の端緒を成すものである。したがって本稿では論理的な分析よりも実践事例の紹介にその重点を置いている。

---

<sup>1</sup> Yahoo!ニュース (2022.9.8)「最悪の事態はなぜ起きてしまったのか 発見時の体温は40℃ほどまでに… 3歳女児死亡事件から3日 静岡・牧之原市」  
<https://news.yahoo.co.jp/articles/e8fa261dce5b92b1873715e1bd7a4677ed44aa6e> (最終閲覧日: 2023.2.10)

<sup>2</sup> NHK「送迎バス園児死亡事件 当時の園長や保育士に有罪判決 福岡地裁」  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221108/k10013884111000.html> (最終閲覧日: 2023.2.10)

<sup>3</sup> 「内閣府子ども・子育て本部によると、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故は、2021年に2347件も起きている。そして、この数は年々、増加している。(略)この6年間で実に4倍ほどにもなる。これは「急増」といわざるを得ない状況だ。」(今野 2022)

<sup>4</sup> 本稿においては幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を包括して「保育者」と表記している。

## II 事件・事故の背景と対策

事件・事故が発生する理由として考えられることとして「保育士が働く環境の質の変化<sup>5</sup>」、特に重要な課題として五点を推察する。

第一に「保育所保育指針<sup>6</sup>」は、第1章から第5章までである中で、安全管理は第3章で扱われている。第3章「健康及び安全」、第1項「子どもの健康支援」以下3号、第2項「食育の推進」以下2号、第3項「環境及び衛生管理並びに安全管理」以下2号、第4項「災害への備え」以下3号で規定しているうち、安全管理に関しては第3項第2号「事故防止及び安全管理」のみの扱いである。

(ア) 全職員の共通理解と体制づくり、家庭や地域の関係機関の協力の下で安全教育の向上に努める。

(イ) 事故防止の取り組みを行う際の場面を示し、重大事故に発生しやすさを踏まえた上で、子どもの主体的な活動を大切に、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなお、必要な対策を講じる

(ウ) 保育中の事故に備え、施設内外の危険個所の点検や訓練を実施、外部からの不審者<sup>7</sup>などの侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え対応、また子どもの精神保健面の対応に留意

以上のように「努力」「対応」の推奨が示されている。これに基づき各施設が研修などを行っている。

第二に保育者養成校における教育不足である。保育士養成における安全管理に関しては「子どもの安全と健康」「子どもの安全管理」を中心に関連科目の「教育制度論」「基礎学力演習」「日本国憲法」で扱っている。またこれらを教授する者は、実務家教員（現場経験者）と研究者教員などであるが、実務家教員の場合は現場の様子伝えることはできても、判例・裁判例を交えて、その背景までを十分に説明することが難しい。またカリキュラム上、決められたシラバスでは十分な教授ができない場合も多い。論者は「教育制度論（2018年度、2023年度～）」、「日本国憲法（2018年度～2021年度、2023年度～）」、「基礎学力演習（2020年度～現在）」、「子ども家庭福祉論（2020年度）」を担当する中でそれぞれの科目の特性に基づき「安全管理(risk management)」について言及を行った経験がある。具体的な内容は、Ⅲ.2で示したい。

第三に保育士（者）に対する研修不足が挙げられる。裾野市での事件を受け、千葉県木更津市では、保育園園長や施設管理者を対象に『「不適切な保育を防ぐために」～子どもの人権・職員の人権を守る保育を考える～』をテーマに講演を行った。その中で報道相による信頼関係、仲間づくりについて言及している<sup>8</sup>。別の保育園の園長も「現場はギリギリの人数でやっている。職員だって人間。職場環境に余裕がないと、心の安定を図

<sup>5</sup> 小関慶太「子どもの人権として「乳幼児の生活保障と生存権」-質の高い保育の実現のために今すべきこと」『公益社団法人 全国幼児教育研究協会研究助成(2019)研究報告書』(2020)においても言及をした。

<sup>6</sup> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定める。各保育所は、この指針に基づき規定される保育の内容にかかる基本原則に関する事項などを踏まえ、それぞれの実情に応じた創意工夫を講じ、機能及び質の向上に努めるものとしている。

<sup>7</sup> 欧米諸国では犯罪者の資質面（原因論）より犯罪が発生する環境（環境犯罪学、犯罪機会論）の考え方を講じ犯罪対策を行うことで「不審者」の概念は使われず、わが国では、他の異なる行動・言動・動作が「不審者」とみられてしまうことがある。保育者養成の教育現場においても不審者とは何かを理解している教員が少ないため、正しい不審者の説明が十分になされていないことは問題である。

<sup>8</sup> 東京新聞（2023.1.30）千葉版18面「木更津市、園長らに研修 保育園での虐待 防ぐため 児童家庭支援センター長講演 参加者の討論も」（G-search 有料記事）

られない<sup>9)</sup>運営に言及をしている。角田市では「市長×保育士カフェ」が開催され市長と保育士の間で意見交換の場が設けられた。保育士不足、待遇改善、遊具・施設の充実などが話題となりグループに分かれて解決策などが検討された。保育者が担当する子どもの数、ゆっくり保育をしたい、保護者とのコミュニケーションを図る、お散歩の道の信号設置などの声があったという<sup>10)</sup>。

第四に社会問題となっている保育士不足が挙げられる。三重県では、保育士資格を持つ市民らが対象の「職場復帰セミナー」を市役所で共催した。フルタイム勤務が難しいがパートタイムであれば可能と、勤務環境も考える必要がある。関係者は「代休や有給で職員が休む場合に配置基準を満たすには、臨機応変に対応できる職員を確保しておかないといけない」と実情を明かす。上回る人件費は園側の負担につながり、給与も課題である。2021年の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、保育士の平均月給は250,000円と全産業平均を57,000円下回っている<sup>11)</sup>。

第五に保育士の負担である。これは、第四の保育士不足に関連するところでもある。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準<sup>12)</sup>では、図表1のとおりである。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第33条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

【図表1】第33条第2項規程

子どもの年齢	子どもの数	保育士の数
0	3	1
1~2	6	1
3	20	1
4	30	1

保育士の数が少なく責任感の強い保育者であればあるほど、第四に示した「代休の取得」「有給の取得」の障害となりうると解される。保育者養成段階で勤労者の権利に関して日本国憲法で学ぶことはあるが、当該科目は教職課程指定科目であるため保育士のみを取得する学生は履修の対象外である。よって就職指導などで触れることがあっても専門的な知識

を持ったものが指導をしているわけではないので、テキストの内容を伝えるに過ぎない<sup>13)</sup>。

<sup>9)</sup> 中日新聞 (2022. 12. 21) 朝刊津市民版「保育施設 人材確保を 市が職場復帰促すセミナー 潜在的な資格者 掘り起こしへ」(G-search 有料記事)

<sup>10)</sup> 河北新報 (2022. 11. 1)「保育現場の課題解決へ／角田／保育士と市長 意見交換 角田市の中島保育所 (園児190人) で10月21日、保育士と黒須貫市長が意見を交わす「市長×保育士カフェ」が行われた。保育士不足や待遇改善、遊具や施設」(G-search 有料記事)

<sup>11)</sup> 前掲中日新聞 (2022. 12. 21)

<sup>12)</sup> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和二十三年厚生省令第六十三号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第六十四号) 第四十五条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準

<sup>13)</sup> 八洲学園大学で開講している「教育者のための法学入門」(テキスト科目)では『こども・先生のための法学入門』テキストを用い、保育者・小中学校などの学校で働くものの労働に関わる法令も扱っている。またテキストの本項目の執筆者は、労働法を研究していた者や労働現場で働く者に執筆依頼をしてわかりやすくまとめられている。

【図表 2】は、拙著論文 (2021)<sup>14</sup>で発表したが、幼保連携認定こども園や認可保育所は、年齢が高まるにつれて負傷するリスクが高まっている。その背景には、子どもたちが活発に動くことが推定される。子どもの年齢が高まれば子どもを保育 (care) する中で、大人である保育士 (保育者) はおのずと必要となってくる。4 歳に対しての保育士の数 1 名は少ない。小中学校のクラスも少子化の影響もあるが、40 人クラスから 25 人クラスと変化している。

【図表2】 施設・年齢別 (負傷等)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳
幼保連携認定こども園	0	3	15	21	46	71	17
幼稚園型認定こども園	0	0	1	4	4	8	2
保育所型認定こども園	1	1	8	5	6	10	9
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園型認定こども園	0	0	1	1	11	19	8
認可保育所	5	32	86	135	194	310	132
小規模保育事業	1	5	6	1	0	1	0
家庭的保育事業	1	0	0	0	0	0	0
総数	13	50	122	180	266	419	169

(出典) 内閣府「平成 30 年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について  
[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/h30-jiko\\_taisaku.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/h30-jiko_taisaku.pdf)

以上を踏まえて、ここで示した項目はすべて関連しており、保育士不足からの事故、保育士の生活の保障 (賃金保障)、施設周辺の環境設計とこどもの安全<sup>15</sup>等の複数要因が事件事故の発生原因となっていると解される。事件事故が発生すると犯罪原因論、すなわち人の資質面の原因を追究している。特に裾野市の虐待事件の報道を見ていると加害者である保育士 3 名をクローズアップし、連日実名、顔出しで報道を行っている。この事件の背景である職場環境や周囲の状況、意識の問題にまで十分に言及はなされていないと解される。

対策としては、環境を変える、体験から学ぶ<sup>16</sup>、制度を変えること<sup>17</sup>が求められてくるのではないかと推察される。

### Ⅲ 保育者養成校での取り組み事例

筆者らはそれぞれ、保育者養成校における科目「教育制度論」を担当した経験を有している。「教育制度論」は保育学生に対し、教育制度における構造や原理、社会的意義、必要性などの基礎を説く位置づけの科目といえるが、「保育施設における事件・事故」という点では、まさに本稿のテーマと深い関連性がある。

<sup>14</sup> 小関慶太「チャイルド・リスクマネジメントに対する 予防的教育の一考察 —保育者養成段階における実践的取組」『八洲学園大学紀要 (17)』(2021. 3)

<sup>15</sup> 滋賀で発生した交通事故などが挙げられる

<sup>16</sup> 銚子市の保育園では、子どもたちにクラクションを鳴らせて外にいることをお知らせする訓練を行った。(朝日新聞 (2022. 9. 21) 朝刊千葉 23 面)、

<sup>17</sup> ドイツ・ラインラントファルツ州規則では「運転手は乗車するすべての子どもを適切に保護する責任を負う。事故でけがをしたり、死亡した場合は、過失傷害や殺人で刑事訴追される可能性がある」(朝日新聞 (2022. 9. 19) 朝刊 26 面)

### Ⅲ. 1 保育学生の「安全への自覚」を促す授業の取り組み例

筆者(山鹿)は、2019年度と2020年度に「教育制度論」を担当した<sup>18</sup>。この科目では養成校で指定教科書とされていた『保育者・小学校教員のための教育制度論』(内山ほか編著)を用いていた。本書は確認できる限り、2017年の初版発行以降、数度の補訂版を発行しており、2021年には「新訂版」が発行されている。新訂版の以前と以後とは、特に後半の章の構成が変更されているが、「子どもの事故」については補訂版第2刷まででは第13章で、新訂版でも第14章に「学校安全と子どもの事故」として、それぞれ取り扱われている。

授業の中ではまず、教科書の内容に基づき、学校や保育施設で子どもの事故が発生した際に、保育者が刑事・民事の両面から提訴される可能性について示している。その上で、「乳幼児突然死症候群(SIDS)」や「うつぶせ寝」による事故、「園庭遊具」での死亡事故例などを紹介し、安全保護義務や安全配慮義務、遵法意識を持つことの重要性についての説明を行った。

しかし、単に教科書の内容を解説するのみでは、机上の空論に終わってしまう。保育者養成校での安全教育において重要なことは、保育学生一人ひとりが「大切な命を預かる現場に勤める」という自覚を促すことにあると、筆者(山鹿)は考えている。そこで、自身が幼稚園や小学校時代に経験した事故(怪我)の経験を交えての解説を行っている。

このほか、2016年度から現在に至るまでは複数の養成校で「情報処理」系の科目を、2017年度には別の養成校で「教育方法論」等を担当した経験がある。養成校の保育学生と関わる機会が多いと、彼ら彼女らの多くが、様々な科目や実習で課題として出される「指導案」の作成に難儀し、またその作り方においても、担当教員や実習指導担当教員から厳しい指摘を受けている実態があるということが分かってきた。

たとえば、タイムライン形式で指導案を作成する際には、状況を分かりやすく記録するために絵を描いて図示することがあるが、保育学生の多くは机や椅子などの絵を描く際に、定規を用いずにフリー・ハンドでいい加減に描き、そのことを教員から厳しく指摘を受けることが多いという。しかし保育学生の多くは「なぜ、フリー・ハンドで描いてはいけないのか?」という点が理解できておらず、また多くの科目担当教員においても、その点にまでは説明が及んでいないため、彼らの中では得心がいかない……という状況があるわけである。

こうした点に気付いてからは、情報処理系において文書作成ソフトで業務文書を作成する演習を行う際などに、「指導案を丁寧に書くことの重要性」についての解説を行うこととしている。以下はそうした説明の一例である。

たとえば皆さんが4歳児のクラスの担任の先生だったとしよう。ある日の保育活動の際に、床に躓いた園児が転んでしまい、床に置いてあった三角錐の積み木に顔をぶつけてしまい、流血する事故が起きてしまった。積み木の先端が掠めたのは頬で、不幸中の幸いだが、怪我自体は軽傷で済んだ。でももし、積み木の先端がその子の目に突き刺さっていたとしたら……皆さんはどう思う?

さて、その事故が起きた後、その園内では事故の状況についての検証を行うことになった。どういう保育活動の際に、その事故は起きてしまったのか。どういう経緯で、事故が起きた状況になってしまったのか。考えられる点は沢山ある。こういう時に、主任の先生や園長先生が何を参照すると思う? そう、指導案だよ。指導案がちゃんと書かれてさえいれば、先生が目を離してしまいやすい状況や、前の時間に何を

<sup>18</sup> そのため、後述の教材で扱われている内容に関しては「補訂版第2刷」の時点のものを参照している。

していたから積み木が出しっ放しになっていた……といった原因がわかるよね。原因がわかれば、たとえば、チーム・ティーチング体制を強化するとか、積み木ブロックを怪我し難い、柔らかい素材のものに買い替えるための次年度予算を計上するとか、対策はいくらでも立てられるわけだ。

でも、もし、皆さんの書いた指導案がいい加減な絵で、記述の仕方も不十分で、他の人が読んでみても、何が何だかわからないような内容だとしたら、どうなると思う？ 主任の先生も園長先生も、事故の原因が何だかよくわからないまま、「よく分からないけど、次からは気を付けましょうね」といった風に、曖昧なままの注意喚起に終わってしまったとしたら……。おそらく、その園では、また同じような事故が起きることになるだろうね。その結果として、最悪の場合は、園児の命が失われることになるかもしれない。

「指導案を書く」ということは、つまり、そういうことなんだよ。単に、自分の保育の記録のために書いているってわけじゃないんだ。指導案をちゃんと、丁寧に書くことで、起きる必要のない「事故を予防すること」にもつながるんだよ。皆さんの指導案ひとつに、今目の前にいる子ども達だけじゃなくて、未来の子ども達の命もかかっているんだ。文書作成ソフトで均等割り付けの操作をしたり、読んだ人が見やすいレイアウトに編集したりするというのは、実はそれと同じことなんだよ。普段、他の科目で指導案について厳しく言われることがある人は、これからはそういう意識をもって、指導案を書いてみなさい。

このような説明を行うと、何だかわかったような、わからないような顔をする保育学生がいる一方で、明らかに目の色が変わり、得心した様子になる学生もいる。こうした説明をした翌年、実習先から帰ってきた学生から「指導案の書き方を(現場の)先生から褒められました！」という報告や御礼を言われることが多々あった。

筆者(山鹿)自身には、保育現場で勤務をした経験はない。しかし、これまでに勤務した複数の学校での経験や、自分自身が園児や児童であった頃の体験、あるいはスポーツ指導資格や食品衛生関連の資格講習等で学んだ知識等を総動員して、できる限り、保育学生の一人ひとりが実感をできるような、また自覚を持てるような授業を行うよう、常日頃から心がけている。

### Ⅲ. 2 保育者養成での実践と教育における心がけ

教育実践に関しては、拙著(2021)で示したが、日本国憲法の講義の中で子どもの権利としての安全より実践的な「地域安全マップ」を作成した。この実践的の取り組みの前と後にアンケートを実施<sup>19</sup>した【図表3】。また作成して終わりではなく、各グループで持ち時間5分程度で発表会をし、ともに原因論と機会論の観点より学んだ。

【図表3】 取組によって意識はどのように変わったか

N=185 (複数回答)

事前 (授業前)	関心あり				関心なし		
	関心あった				他人事	行政の仕事	無関心
	123				18	50	20
事後 (授業後)	大切な考え方	知識は必要	将来役立てたい	伝えていきたい			
	89	115	107	84	0		

<sup>19</sup> アンケートは実習前後であったため、実習遅れのものが回答できなかったなど課題もあった。

保育者養成校に長く務める中で大切にしていることは、第一に伝えるべきこと、修得してほしいことを伝える。特に保育の仕事は、人のかかわりである。保育者は人の人生を左右する、『生命』に関わる仕事であることを中心に教科教育を通して行っている。第二に学生と共に学ぶ、学生の視点で物事を観察することである。第三に演習の授業方法、第四にいつでも話しかけられる環境作りである。

第一の「伝え方」は、例えば実習前に「オリエンテーションで何が何でも不審者から子どもたちをも守れと言われた」「私は実習生なんだよ」といった声が学生から毎年上あがってくるので演習の中の電話マナー教育で『実習生であっても外の方(宅配業者等)からするとその施設の職員だ』『周辺住民からするとその施設の中から出てきたら職員でしょ』ということの事例を挙げながら説明を、実習生であっても保育に関わっている自覚の芽生えのきっかけを作っている。子どもの安全管理に関しては、直近の事件～1年間の事件を題材に知っている人、どんな事件だった、どう感じたかと学生に主体的に発言をさせている。教員側が「こんな事件だったよね、〇〇だったね」と説明すれば学生は頷いて終わる。すなわち、考えようとしめない。伝え方は、直球で行うのではなく、「考える」きっかけを作りながらともに学ぶ環境を作り、保育者は、人を相手にする。経験が浅い未就学児を保育(care)することは、様々な知識と技術が必要でありこれらを学校で身につけていけるようにということを大切にしている。

第二に「学生と共に」、保育者養成校(専門学校)は様々な行事がある。例えば、大きな体育館を借りて行う運動会、大きな舞台で学びを披露する保育発表会などがある。保育発表会では「先生、来てくれた!」「先生も一緒に踊って～」と学生は嬉しそうな表情を見せる。その他、実習前の指導案の作成、担当科目ではないが学生は相談に乗り、学校帰りの立ち話や最寄り駅まで一緒に帰って話を聞くなどがある。このような対応を行うことで学生の「つまづき」「悩み」「不安」を知ることもでき、学生に「1人ではない」ということが伝えることができる。

第三に演習方法、パワーポイントを活用し視覚による楽しみを意識している。例えば「オノマトペ」では、背景が変化し、擬音語を想像できる工夫を取り入れている。また頭の体操として自然と考える力を身につけている。またパワーポイントを使用することで学生に背を向けることを最小限としている。保育実習に行った際に机で子どもたちと工作をしながら教室内で遊ぶ子どもたちを見守ることが求められてくるが、これを学校教育の場、教室で実現することで学生に自然の形で「見守り」の環境を理解してほしいと考えている。そして毎時間内でクラス内の学生全員(個別に)と一言二言交わすことを心掛けている。

第四にいつでも話ができる環境作りを心掛けている(第二の後段も関係する)。授業の最初に「道であったら手を振ろう」「無視したら悲しいな」「先生泣いちゃうよ」と伝えている。実際に通学路や電車の中で会っても「先生～」と手を振り、『気を付けて帰るんだよ』他愛無い会話を通して先生は「敵」ではない、学校生活で困ったら、わからないことを聞きやすい環境づくりを心掛けている。この効果であるのか卒業後の学生からも相談が寄せられることもあり、ケースによるが対応が可能なものは相談に乗っている。

事件・事故は、環境があつてそこにいる人が起こす。犯罪社会学では、犯罪原因論と環境犯罪学、犯罪機会論は車の両輪の機能があると考えられている。環境に関しては施設での改善、人に関しては保育者養成段階で人とのコミュニケーションを図る習慣づけ、報連相の徹底化、一人ではなくみなが味方であるといった点を学ぶ場所である。教員らの教育実践や信念、心がけが学生に伝わることを期待している。

『リカレント研究論集 (3)』(2023. 3)

保育者養成校における乳幼児の事故防止教育に関する覚書 (山鹿貴史・小関慶太)

#### IV 結論

2022年には事故のみならず、「不適切保育問題<sup>20</sup>」も、大きな波紋を呼んだ。こうした問題を受け、三重県では県内すべての保育施設でオンライン研修を実施した<sup>21</sup>という。

しかし、今野(2022)は、「人手不足が改善されない状態では、事故は防ぎようがない」、「保育士の労働環境改善が、子どもたちの安全を守る」と指摘をしている。たしかに、いくら保育現場だけに対策や改善を求めても、それだけで事故を防ぎきれるというわけではない。行政や関係各機関との連携はもちろん、保育者の待遇をより改善していく必要があるということは事実であろう。

それに加え、本稿で指摘したように、養成段階における「安全教育」を一層充実していくことが、これからは一層重要となる。保育者養成校における望ましい「安全教育」の在り方については、今後も引き続き探究してゆきたい。

#### 役割分担

本稿の執筆にあたっては I・III. 1・IVを山鹿が、II・III. 2を小関が担当した。

#### 引用(参考)文献等

今野晴貴, 2022, 「バス「置き去り」だけではない? 全国の保育園で「重大事故」急増の深刻な現実」

<https://news.yahoo.co.jp/byline/konnoharuki/20220921-00315543> (最終閲覧日: 2023. 2. 10)

内山絵美子・山田知代・坂田仰 編著, 2019, 『補訂版 保育者・小学校教員のための教育制度論 ―この1冊で基礎から学ぶ―』(第2刷) 教育開発研究所.

山鹿貴史・小関慶太, 2022, 「保育者養成校における防犯・防災教育に関する覚書 ―科目「教育制度論」における取り組みを中心に―」『リカレント研究論集(第2号)』八洲学園大学 リカレント研究センター pp. 53-59.

小関慶太, 2019, 『こども・先生のための法学入門』三和印刷社.

受理日: 2023年3月20日

山鹿貴史

八洲学園大学 生涯学習学部 准教授

小関慶太

八洲学園大学 生涯学習学部 准教授

---

<sup>20</sup> 静岡朝日テレビ「【完全版】裾野市の保育園で虐待…寝ている園児に『ご臨終です』、足つかみ宙づりに保護者怒り収まらず「当事者3人と話がしたい」「早く顔を出せ」/今週の静岡」

[https://look.satv.co.jp/\\_ct/17590010](https://look.satv.co.jp/_ct/17590010) (最終閲覧日: 2023. 2. 11)

<sup>21</sup> NHK「三重県 “不適切保育問題” 受け全施設で保育士らが研修」

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/tsu/20230117/3070009676.html> (最終閲覧日: 2023. 2. 11)